

枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者公募要項に関するQ&A

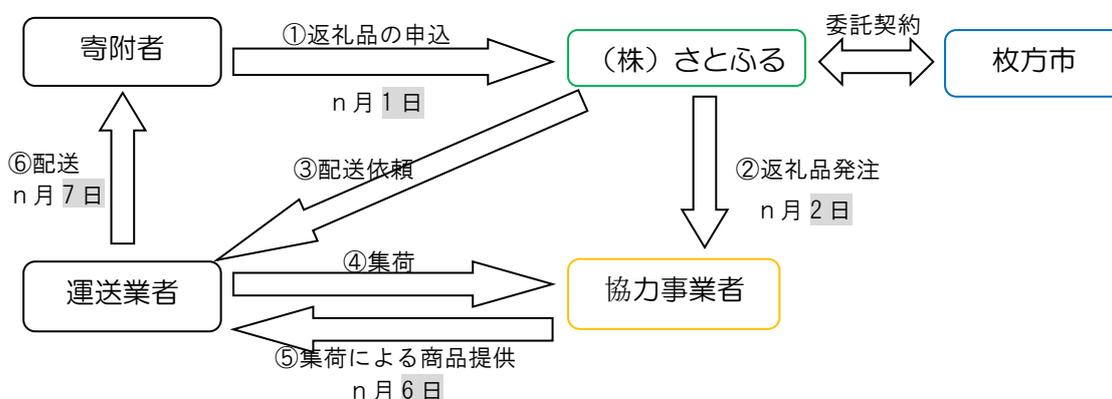
※「枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者公募要項」をもとに作成したものです。

※本 Q&A に記載されている内容については、今後、ふるさと寄附金（納税）制度に関連する法・制度改正及び、国・府等からの指針によっては、変更する可能性があります。

ふるさと寄附金推進事業全般について

Q1 協力事業者は、（株）さとふると売買契約を結ぶとあるが、発注から返礼品の発送までの流れはどのようなものか。

A1 標準的な流れ（寄附受付日をn月1日とした場合）



Q2 返礼品の提供を取り止めざるを得ない事象とはどのようなものか。

A2 天候不順や社会的事由による原材料の不足や原材料費の高騰等により、返礼品の提供の継続が困難な場合、協議を行いますので枚方市の担当まで申し出てください。

協力事業者について

Q3 3.（ア）～（ウ）の全ての要件を満たす事業者が連携して返礼品を提供する場合はどのような手続きになるのか。

A3 代表される事業者から手続きを行っていただければ、可能となります。

Q4 3.（ウ）「枚方市に納税義務を有しない場合」とは、どのようなものか。

A4 個人・法人市民税、固定資産税、軽自動車税など枚方市税の全てに課税がない場合のことを指します。

Q5 滞納無証明書、納税証明はいつ時点のものを提出すればいいのか。

A5 証明書類は発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。なお、証明書類の提出時期は、別途、市からご案内します。

Q6 例えば、本社が枚方市外にあり、枚方市内の工場で取り扱う商品を申請する法人、または個人事業者において、申請書や誓約書を作成する場合、各申請者欄の記載は、どのようにするのか。

A6 法人の場合は、本社の代表者を申請者としてください。したがって、住所、商号名、法人印等は本社のもを記載、使用してください。また、個人事業者の場合は、店舗等の所在地、商号名、個人印（実印）を使用してください。

返礼品について

Q7 4.（1）（ア）「枚方市のPRにつながる魅力があり」とは、どのようなものか。

A7 枚方の名産や名物として広く知られているものに加え、枚方の魅力を発見または再認識できる商品を対象とします。お礼品登録シートには、そうした趣旨（PR）の記載をお願いします。

Q8 4.（1）（ア）総務省が示す「地場産品基準」について、コーヒーなど原材料を枚方市外から調達し、枚方市内で加工しているものは、対象となるのか。

A8 上記の場合、焙煎という重要な加工を枚方市内で行っている場合、現在の基準では対象です。対象となるもの（サービス）かどうか判断に迷う場合は、枚方市担当へお問い合わせ下さい（本市で判断がつかない場合は、大阪府・国へ確認します。）。

Q9 ワークショップなどの体験型サービスの提供などは対象となるのか。また、体験型サービスの提供を行う場合、市外で提供しても良いのか。

A9 ワークショップなどの体験型サービスの提供も対象とします。ただし、“市内で提供される”（全国各地で同様の役務が提供されているなど）のみでは認められません。“そのサービスでしか体験できない”事由などを申請書に明記してください。なお、サービス提供のためにチケットを送付される場合、国通知に基づき、チケットには金額は明示しないなどの制限があります。なお、体験型サービスの市外での提供については、「平成31年総務省告示179号第5条（地場産品に係る基準）」に該当しないため、対象にはなりません。

Q10 4.（1）（エ）「安定供給」とは、どのような意味か。

A10 返礼品の有効期間内における寄附の申し込みに対して、在庫不足等で返礼品の送付が不可能な状態になることなく、商品を安定して供給することができることを意味します。

Q11 農産物は対象となるのか。また、対象とする場合は、賞味期限の考え方はどのようなものか。

A11 安定供給ができるものであるならば、対象とします。賞味期限については、寄附者に到着後5日間以上が保証されているものとしています。なお、「さとふる」を介しての寄附申し込みから配送までには1週間程度を要します。（Q1を参照）

Q12 提供期間や季節が限定される返礼品の提供は可能か。

A12 春夏向けの商品や秋冬向けの商品など、商品の特性上、季節によって商品を変更することで魅力が高まるなどの理由がある場合は、提供期間や季節が限定される返礼品の取り扱いを行います。

また、手作りなどの理由で期間中、大量に用意できない場合は、数量限定の取り扱いを行います。

Q13 返礼品の提供価格の考え方はどのようなものか。

A13 協力事業者が提示した返礼品の提供価格が寄附額の3割を超えないよう設定します（※消費税、梱包代含む）。例えば、返礼品の提供価格が 3,300 円（税込）の場合、寄附額 11,000 円に設定します。下限は 5,000 円ですが、それ以下の寄附額で設定ご希望の場合は一度枚方市担当までご相談ください。

その他

Q14 配送に際し、クール対応などの特別な対応は可能か。

A14 クール対応については原則、市が負担しますが、運搬に著しく費用がかかる場合、予算の関係上、お受けできません。

Q15 協力事業者に対して、返礼品の送付先が知らされるのか。

A15 個人情報保護の観点から、返礼品送付先の寄附者の住所・氏名等の情報はお知らせできません。また、返礼品の配送誤りを防ぐため、集荷時、協力事業者には、(株)さとふるが作成した送付書を返礼品に貼付していただきます。

Q16 寄附者からのクレームには、どのような対応となるのか。

A16 原則、(株)さとふるのコールセンターが一括で対応します。なお、場合によっては、募集要項の 12. (1)「協力事業者は、提供した返礼品の品質、性能等に関する苦情、事故に対しては、責任を持って誠実に対応すること。」のとおり、協力事業者へ対応を求めます。

Q17 返礼品の発注について、時期的な増減はあるのか。

A17 所得税や住民税の算定根拠が1月から12月までの年間所得であることから、全国的に12月に寄附が集中する傾向にあり、本市においても同様です。

Q18 新規の協力事業者の追加について、随時となっているが一年中いつでも応募することができるのか。

A18 いつでも可能です。詳細は、募集要項「5. 募集期間」をご確認ください。ただし、申請前には一度広報プロモーション課へ申請の旨連絡してください。

Q19 返礼品を追加・変更したいのですがどうしたらよいですか。

A19 まずは枚方市へ追加・変更したい旨のご連絡及び以下の資料の提出をお願いいたします。本市の確認が完了後、委託事業者（株さとふる）のシステムに事業者様でご入力いただきます。なお、既存の商品の文言修正や数量変更など軽微な変更においては国への確認は不要ですが、新たな返礼品の追加や大幅な変更等がある場合は再度国への確認が必要となりますので、お時間を頂戴する場合があります。

<提出書類>

- ・【様式1-②】枚方市さとふるさと寄附金 協力事業者申請書（追加・変更用）※※2025.4版
- ・【様式2-②】お礼品登録シート
- ・お礼品写真、食品の場合は食品ラベル等、その他必要に応じ市が提出を求めるもの

Q20 最新の申請書などの様式はどこで確認できますか。

A20 最新の申請書一式はホームページに掲載していますので、提出時は最新の様式をご確認ください。なお、事業者登録シート及びお礼品登録シートについてはホームページに掲載しておりませんので、必要な場合は広報プロモーション課へご連絡ください。『自慢の品物やサービスを返礼品として提供しませんか？』

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/O000016417.html>



Q21 枚方市さとふるさと寄附金協力事業者申請書・地場産品確認一覧表（入力用）の中で、工程や付加価値の割合などを出さないといけないのはなぜですか。

A21 新規お返礼品を追加する場合は、国が示す地場産品基準に適しているかがどうかの確認が必須となっています。国への確認時に、同申請書一覧表に記載の内容を求められるため、記載のほどよろしくお願いいたします。なお、確認の途中で算出方法や原価の提出を求められる場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします

※ その他、公募に関する質問等については、以下へお問い合わせください。

市長公室 広報プロモーション課 枚方市役所別館3階

TEL：072-841-1258（直通）

FAX：072-846-5341（直通）

Email：furusato-kifu@city.hirakata.osaka.jp